

労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱

1 趣旨・目的

労働分野において我が国に蓄積されている知見を活用し開発途上国に対する協力を効果的に実施することにより、開発途上国における社会開発に寄与するとともに、国際社会における我が国の国益の確保を図るため、ILO（国際労働機関）拠出金事業をはじめとした労働分野に関する技術協力のあり方について政労使及びILO関係者等による意見交換を行う。

2 運営

- （１）懇談会は、厚生労働省において国際労働を担当する審議官が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。
- （２）懇談会の事務局は、厚生労働省大臣官房国際課国際労働・協力室にて行う。

3 参集者

一般社団法人 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、ILO 駐日事務所及び厚生労働省からの代表者

4 開催時期

年 1 ～ 2 回 程度

5 検討事項

ILO 拠出金事業をはじめとした労働分野に係る技術協力のあり方について

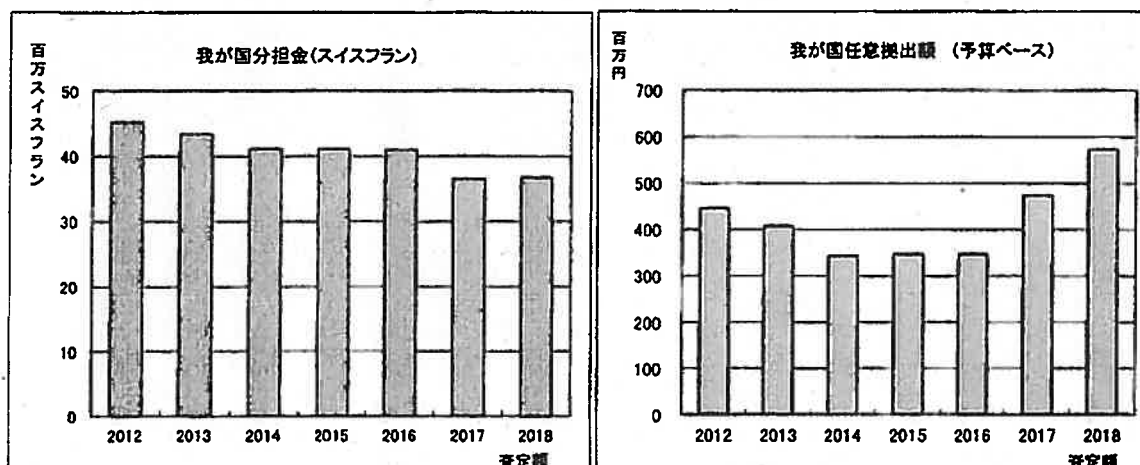
労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱 新旧対照表

新	旧
1 略	1 略
2 運営 (1) 懇談会は、<u>厚生労働省において国際労働を担当する審議官</u>が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。 (2) 略	2 運営 (1) 懇談会は、<u>厚生労働省大臣官房総括審議官（国際労働担当）</u>が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。 (2) 略
3 参集者 <u>一般社団法人 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、ILO 駐日事務所及び厚生労働省からの代表者</u>	3 参集者 <u>別紙のとおり</u>
4 略	4 略
5 略	5 略

ILO我が国分担金及び任意拠出金の推移

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
我が国分担額(スイスフラン)	45,336,995	43,438,454	41,221,506	41,190,223	41,037,661	36,629,101	36,805,933
(千円)	4,080,331	3,822,585	4,287,038	4,778,067	5,170,746	4,102,460	4,159,071
分担率(% / 順位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	10.839%(2位)	10.839%(2位)	10.839%(2位)	9.684%(2位)	9.684%(2位)
我が国任意拠出額(千円)	446,602	408,659	343,847	348,110	348,109	474,113	574,113
合 計	4,526,933	4,231,244	4,630,885	5,126,177	5,518,855	4,576,573	4,733,184

注) 任意拠出金の額にはSKILLS-AP(APSDEP)を除く



ILOに対する任意拠出の各国順位(2014-2017)

(単位: US\$)

年	2014	2015	2016	2017
順位	①欧州連合 ②アメリカ ③スウェーデン ④ノルウェー ⑤オランダ ⑫日本	①アメリカ ②欧州連合 ③スウェーデン ④フランス ⑤スイス ⑬日本	①欧州連合 ②アメリカ ③ドイツ ④ロシア ⑤ノルウェー ⑮日本	①欧州連合 ②アメリカ ③オーストラリア ④ドイツ ⑤ノルウェー ⑫日本
日本の任意拠出金額	6,484,000	4,549,000	2,898,000	4,782,000
拠出に占める日本の割合	2.7%	2.0%	1.2%	1.3%

*ILO/PARDEV提供

ILO/日本マルチ・パイ事業等の変遷

	労使関係	労働基準	安全衛生	雇用	女性・子ども	人材育成	不特定・その他
2018				高度技能人材	グローバル・サファイチェーン	人的資源等強化	
2017					社会政策		
2016							
2015	日系企業支援						
2014				社会的保護(セシブル)			
2013				労働者保護の確保された雇用への移行支援事業(国アジア)			
2012					グリーンジョブ戦略支援		
2011	労働関係プロジェクト(ASEAN)		新産業育成事業(IAO-WHOコラボ) (ベトナム)	雇用分野セーフティネット整備支援事業(ASEAN)			
2010							
2009				移民労働対策事業(タイ及び韓国)			
2008							
2007							
2006							
2005							
2004							
2003		中核的労働基準促進事業					
2002			労働安全衛生・管理手法プロジェクト	雇用促進プロジェクト(中国)	労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
2001					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
2000					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1999					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1998					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1997					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1996	資金・技術・労働関係支援づくり	労働関係支援づくり			労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1995					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1994					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1993					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1992					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1991					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1990					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1989					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1988					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1987					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1986					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1985					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1984					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1983					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1982					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1981					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1980					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1979					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1978					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1977					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1976					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1975					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		
1974					労働者のための雇用機会・職業開発・ベトナム・カンボジア		

ILO分担金 41.6億円 (41.0億円)

3,681万スイスフラン × 113円 = 41.6億円(加盟国に課される義務的経費)
(日本の分担額) (査定レート)

労働分野の拠出金事業等 6.5億円(5.5億円)

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

社会セーフティネット構築のための重点支援分野

- 1) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度(積極的労働市場政策)の促進
(公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など)
- 2) 社会的保護が確保された雇用への移行促進(インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出等)
- 3) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進(労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働CSR活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など)
- 4) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築
(失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備等)

ILOを活用した支援 【574,113千円】(474,113千円)

マルチバイ事業

- ・TPP加盟国における労働環境水準の向上
- ・アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業
- ・アジア地域におけるグローバル・サプライチェーンのディーセント・ワーク実現に向けた体制確保支援事業
- ・国境を越える高度技能人材に関する実態調査事業
- ・アジア地域の人的資源等強化向上事業(新規)
- ・ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業

基金

- ・アジア地域等における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業

ASEAN事務局との協働による支援 【24,449千円】(23,977千円)

委託

- ・ASEAN・日本 社会保障・雇用政策ハイレベル会合開催事業

国内国際協力団体を活用した支援 【48,321千円】(48,321千円)

補助

- ・国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業

※ ()内は前年度予算を示したもの

社会セーフティネットの構築のための
アジア・太平洋地域の域内協力の推進
ーアジア社会セーフティネット構築支援プログラムー

資料 3-2

背景

経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者の存在

- アジア・太平洋地域の経済成長の陰で、インフォーマル労働者など社会的弱者の存在
- 貧富の差の拡大と、それら格差による社会・政情不安

開発途上国を中心に多発する重大な労働災害と労働環境の問題

- 多国籍企業のサプライチェーンにおける労働環境の問題

アジア・太平洋地域内の「質の高い成長」の実現

- 我が国が今後も経済成長を維持するために、アジア・太平洋地域の成長を取り込むことが不可欠
- 包括的で持続可能で強靱な「質の高い成長」を実現するための基盤整備が必要

対応

社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 包括的かつ持続可能な発展を確保するため、社会的弱者を救済し、再生産させないセーフティネット構築が必要
- 世界的なサプライチェーンにおける労働者の権利、労働条件及び環境保護の促進
- 持続可能な開発目標(SDGs)におけるディーセント・ワークの促進
- ILOにおけるフラッグシップ・プログラムの展開及び仕事の未来イニシアティブの立ち上げ

開発協力に対する国内におけるコンセンサス

- 開発援助大綱の改定(平成27年2月): 開発途上国の対等なパートナーとしての日本、日本の経験の共有
- 未来投資戦略(日本再興戦略)・インフラシステム輸出戦略: 日系企業のビジネス環境整備のための労務問題改善支援の観点

社会セーフティネット構築のための重点支援分野

(1) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度(積極的労働市場政策)の促進

- 働き方の変化に対応した制度整備、公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など

(2) 社会的保護が確保された雇用への移行促進

- インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出など

(3) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進

- 労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働CSR活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など

(4) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築

- 失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備など

実施内容

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

- 我が国は社会セーフティネット構築の経験、知見を蓄積
- 我が国政府が主体となり、他の分野の開発協力事業と連携を図りつつ、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等と協力して推進

ILOを通じた支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的貢献の強化)

ASEAN事務局との協働による支援

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実

国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援
- JICAを通じた技術協力の活用

※本資料は「労働分野経済協力に係る政労使懇談会」における労使の意見を踏まえ作成したもの。

社会セーフティネットの構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力の推進
ーアジア社会セーフティネット構築支援プログラムー

平成22年5月作成

平成29年6月最新改定

1 アジア・太平洋地域の開発協力を取り巻く状況

アジア・太平洋地域は、世界人口の約6割を擁するとともに、世界的な金融・経済危機の影響も比較的軽微にとどまるなど、世界の成長センターとして高い経済成長率を維持している。しかしながら、この地域においては、インフォーマル労働者など経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者が存在し、貧富の差は拡大している状況にある。一部の国では、それら格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっている。このため、APEC 首脳会議^{*1}、G20 サミット・労働大臣会合^{*2}などの国際会議や ILO 総会など^{*3}の場においても、繰り返し取り上げられ、包摂的かつ持続可能な発展を確保するためには、社会的弱者を救済し、再生産させないためのセーフティネット構築の必要性が強調されている。

近年では、2013年4月にバングラデシュで発生したラナプラザ倒壊事故をはじめ、開発途上国を中心に多発する重大な労働災害や、多国籍企業のサプライチェーンにおける労働環境の問題など、社会的保護の中でも労働者保護といわれる労働条件や労働安全衛生の整備が世界的な関心事項となっており、G7 首脳会議^{*4}や G20 雇用労働大臣会合^{*5}などでも取り上げられている。さらに、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として 2015年9月に策定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では「持続可能な開発目標 (SDGs)」^{*6}が掲げられているところ、「すべての人に対する完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進」が目標の一つに挙げられている。また、ILO では5つのフラッグシップ・プログラム^{*7}の展開や仕事の未来イニシアティブ^{*8}の立ち上げといった新たな取組みが進められているほか、厚生労働省では ILO 本部との間で 2017年5月に協力覚書を取り交わし、政策推進に向けた一層の関係強化を図っていくこととしているなど、労働分野の諸問題に対する国際協力の推進及び国際社会における協調的な取組が進展している。

加えて、2015年2月には、我が国の援助方針の基本理念や重点事項を定めた ODA 大綱が「開発協力大綱」に改定され、開発途上国の対等なパートナーとしての日本、日本の経験と知見・教訓の活用、民間部門主導の成長促進、包摂的で持続可能で強靱な「質の高い成長」の実現など、今後の我が国の援助方針が示されたところである。さらに、「未来投資戦略 (日本再興戦略)」の重要施策として位置付けられている「インフラシステム輸出戦略」において、日系企業の事業活動促進のための環境整備を目的として、「日系企業が直面する労使関係等の労務問題改善支援」が掲げられるなど、我が国への裨益を考慮した戦略的な支援が求められている。

さらに、我が国は、少子高齢化に伴い労働力人口が縮小しつつあり、今後も経済成長を維持するためには、労働生産性を向上させると同時に、とりわけアジア・太平洋地域における成長を取り込んでいくことが求められる。そのためにも、我が国が、同地域において「質の高い成長」を実現するための基盤整備を積極的に推進することが必要となる。この観点から、アジア諸国等に対して、インフォーマル雇用の解消、安全で健康的な職場の実現、社会保障の拡充、基礎的な職業訓練の提供など、社会セーフティネットの整備を目的とした開発協力を実施することが求められている。

以上を踏まえ、厚生労働省として取り組むべき労働・社会保障分野の国際協力の重点分野及び実施方法について検討を行った結果は以下のとおりである。

- ※1 シンガポール APEC 首脳会議宣言 (2009 年 11 月)、横浜 APEC 首脳宣言 (2010 年 10 月)
- ※2 ピッツバーグ G20 サミット首脳声明 (2009 年 9 月)、グアダハラ G20 労働大臣会合成果文書 (2012 年 5 月)、ロスカボス G20 サミット成果文書 (2012 年 6 月)
- ※3 ILO アジア太平洋地域会議 (2011 年 12 月)、第 101 回 ILO 総会 (2012 年) において「国内の社会的保護の土台に関する勧告(第 202 号)」が採択、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) 成果文書 (2012 年 6 月)
- ※4 G7 エルマウサミット (2015 年 6 月) 首脳宣言
- ※5 メルボルン G20 雇用労働大臣会合 (2014 年 9 月) 共同宣言
- ※6 2015 年 9 月の第 70 回国連総会で採択
- ※7 ILO における組織改革の一環として実施されている取組。技術協力案件として注力すべき 5 分野を旗艦事業として位置づけている (①ベター・ワーク、②児童労働の撤廃、③労働安全衛生、④平和と復興に向けた雇用、⑤社会的保護)。
- ※8 社会正義の実現に向けて大きな変化の過程にある仕事の世界を理解し、長期的な変化の推進要因が次の 100 年に ILO が追求する目標にどのような意味を持つのか検討するため、ガイ・ライダー ILO 事務局長が提唱し立ち上げられたイニシアティブ。

2 重点分野

我が国が行うアジア・太平洋地域での労働・社会保障分野の開発協力は、1 に示した社会セーフティネットの必要性に関する国際的コンセンサス及び我が国の開発協力に関する方針等を踏まえ、以下の 4 分野を重点分野とする。

- (1) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度 (積極的労働市場政策) の促進
働き方の変化に対応した制度の整備、公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など
- (2) 社会的保護が確保された雇用への移行促進
インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出など
- (3) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進
労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働 CSR 活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など
- (4) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築
失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備など

3 実施方法

我が国は、社会セーフティネット構築に関する豊富な経験及び知見を蓄積しており、単独でもアジア・太平洋地域においてこの分野における十分な貢献をなしえる資源を有するが、より効果的、効率的かつ持続可能性の高い協力を行うためには、国際機関、ASEAN 等と連携の上、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力 (「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」) を推進する必要がある。

同プログラムは、我が国政府が主体となり、2 で示した重点分野を踏まえ、国・地域のニーズ、状況に応じた支援内容を定めた上で、事業内容に最も適切な機関等と協力して実施する。具体的には、労働・社会保障分野の国連専門機関である国際労働機関 (ILO) の専門知識とネットワークを活用した支援 (任意拠出・人的支援の強化、)、ASEAN 域内での労使関係団体育成・参画促進、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の開催、国内の国際協力団体の持つ国際労使ネットワークを通じた草の根支援、JICA を通じた技術協力等を実施する。また、これらの支援は、他の分野の開発協力事業と十分な連携を保ちつつ実施する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 我が国の政・労・使が積極的に連携を図るとともに、支援国においても政・労・使による社会対話を促進する。
- (2) 我が国の支援を通じて、ILO 条約の批准を含む国際労働基準の実施を促進する。
- (3) リスクに対して脆弱な人々（インフォーマル労働者、低所得者、女性、移民労働者、障害者など）や地域に対して特別な配慮を行う。
- (4) 法制度の適切な運用を担う人材の育成を積極的に支援する。
- (5) 我が国の取組の可視性を高める。

平成30年4月

アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業

1 事業概要

インドネシア、ベトナムにおいて、賃金決定のプロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対するILOからの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、アジアに展開した日系企業等が活躍しやすいビジネス基盤を整備する事業。

2 事業予算（平成28年度までの予算）

平成26年度 70,454千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成27年度 72,187千円

平成28年度 61,367千円

3 事業期間

平成27年～平成30年

4 事業内容

【インドネシア】GBA、OSH、IR（労使関係）プロジェクトの好事例共有による持続可能で包括的な成長のための職場と産業（平成28年度：350,784米ドル）

アウトカム1 持続可能で包括的な成長に寄与する職場と産業の成長のための政策対話と制度面での能力の強化

- 1.1 国レベル・地域レベルの労使関係の政策展開について収集し、普及する。
- 1.2 政労使に関連したASEANの労使関係政策に関するポジション・ペーパーを最低2つ作成し、ASEAN政策立案者に伝達する。
- 1.3 毎年、労使関係に関する地域セミナーを開催する。
- 1.4 労使関係のテーマに関する知識源を、ILOのwebプラットフォームや他の仕組みを通して広く共有し、推進する。
- 1.5 持続可能で包括的な成長のための職場と産業の推進に関する地域セミナー及び国レベルセミナーを開催する。
- 1.6 持続可能で包括的な成長を促進する職場と産業を支援するための公共政策に関する好事例と教訓をマッピングし、まとめる。

アウトカム2 産業分野と職場の持続可能性と競争力を促進するための地域の政労使組織と支援体制の強化

- 2.1 政労使三者フォーラムにおいて産業レベルでのビジョンと優先行動を確認する。
- 2.2 生産性向上、環境管理、職場環境について労働者及び使用者を支援する実践的なツール、アプローチを用いて、産業の支援体制を向上させる。
- 2.3 企業が経験した、実務的な修正点や教訓について、国レベル・国際的な政策フォーラムに資するよう、文書化し、集約する。

【ベトナム】アジアにおける社会的責任のある労働慣行を通じた、より多くのより多い仕事（平成 28 年度：160,608 米ドル）

アタム 1 ベトナムのエレクトロニクス分野の多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行の強化

- 1.1 ベトナムのエレクトロニクス分野において、社会的責任のある労働慣行に関する一般的な知識ベースを構築し、社会的責任のある労働慣行を促進するためのパートナーシップ・アプローチを発展させるための調査を行う。
- 1.2 多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行を促進するため、政労使三者等による対話プラットフォームを確立し、国家行動計画を採択する。
- 1.3 社会的対話の改善等を通して、職場におけるコンプライアンス及び良い企業統治の文化を強化する。
- 1.4 外国直接投資または多国籍企業による投資の投資国（日本）と投資受入国（ベトナム、インドネシア、SSN 基金事業の対象国であるミャンマー、パキスタン）間の効果的なパートナーシップモデルを特定する一環として、教訓を文書化する。

5 主な進捗状況

（1）インドネシア

- ・インドネシアにおける労使関係に関する調査（特に賃金プロセス、労使対立の事例）
- ・IR に関する好事例等の資料の ASEAN における普及
- ・IR 促進に関する地域セミナーの開催と経験共有促進のためのネットワーク構築
- ・継続的な知識共有のためのセミナー卒業生に対する国家ネットワークの参加促進

（2）ベトナム

- ・第 9 回 ASEAN IR（労使関係）セミナーの開催（11 月開催（於：ベトナム））
- ・企業の法遵守、CSR に関するベストプラクティス、ビデオ等のツールの開発
- ・労働法に関するサプライヤー企業に対する研修の実施
- ・好事例の共有、政策対話の促進のための電子産業企業連合の設立

平成30年4月

アジア地域等における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業

1 概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア・太平洋地域を対象とし、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金。日本政府の拠出の下、ILO アジア太平洋地域総局に設置している。

2 事業予算（直近3年度分を記載）

平成28年度 84,569千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成29年度 84,569千円

平成30年度 74,776千円

3 事業期間

平成23年から開始

4 基金運営状況（平成28年～）

28年6月 第11回選考委員会

（フィジーサイクロン被害対応1件採択）

28年6月 第5回事業公募

28年7月 第12回選考委員会（3件採択）

29年10月 第13回選考委員会（4件採択）

30年4月 第14回選考委員会

（パプアニューギニア震災等支援2件採択）

5 採択状況（平成28年～）

（1）第11回採択（フィジーサイクロン被害対応1件採択）

申請状況 1件

採択状況 1件 計10万ドル

（2）第12回採択

申請状況 3件

採択状況 3件 計約45万ドル

(3) 第13回採択

申請状況 4件

採択状況 4件 計約62万ドル

(4) 第14回採択 (パプアニューギニア震災等支援2件採択)

申請状況 2件

採択状況 2件 計22万ドル

平成 30 年 4 月

アジア地域における社会保険制度整備支援事業

1 事業概要

アジア諸国における社会セーフティネットとしての社会保険制度の整備と適切な施行のため、各種社会保険制度の構築と運用に関する知見・ノウハウを生かし、日本の社会保険労務士制度を参考とした社会保険制度の実施と労使紛争解決制度の整備を支援する事業。

2 事業予算（平成 29 年度までの予算）

平成 27 年度 73,042 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 28 年度 46,136 千円

平成 29 年度 46,136 千円

3 事業期間

平成 28 年～平成 31 年

4 事業内容

アクトム 1 ASEAN 加盟国において、社会保険を拡張し、知識や経験を増やし、その結果として、ASEAN における自営業者やインフォーマル、中小企業労働者に重点を置いた社会保険の範囲を広げ、国家レベルでの政策を提案する。

1.1 自営業者等に対する社会保険法の普及を促進するための戦略や慣習に関する知見等。

1.2 社会保険政策をデザイン、実行する ASEAN の政策作成者等の能力を強化する。

アクトム 2 ベトナムにおいて、改善された政策を通じて社会保険制度により、より多くの労働者を網羅する。

2.1 社会保険を普及するうえでの支障、勧告の分析。

2.2 よりよい社会保険法を執行するための枠組みを改善する。

アクトム 3 インドネシアにおいて、サポートサービス等を通じて、より多くの労働者を網羅する。

3.1 社会保険を普及するうえでの支障、事例に基づいた勧告の分析。

3.2 日本における社会保険労務士制度を含む異なる国々の知見を通じて、社会保険監察の役割を高める。

5 主な進捗状況

- ・ 政労使委員会を構成し、プロジェクトの進捗と方向性についてレビューする
- ・ 社会保障範囲が低いことについての評価分析の実施
- ・ 社会保障監察官のレビューの実施（カリキュラム改善含む）

- ・ 社会保障範囲及び財政面に係る評価分析の実施
- ・ 政策立案担当者の能力構築プログラム
- ・ 社会保障の適用拡大を視野に入れたワークショップ等を開催

平成 30 年 4 月

アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業

1 事業概要

カンボジア等において、建設業にかかる規則やガイドラインの策定、有害化学物質対策等を通じて、労働安全衛生水準を向上させるための事業。

2 事業予算

平成 28 年度 59,057 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 29 年度 59,057 千円

平成 30 年度 66,777 千円

3 事業期間

平成 28 年から開始

4 事業内容

- (1) 建設業における法的枠組に関する支援
- (2) アスベスト及び化学物質に関する予防的措置の強化
- (3) トレーニングや労働安全衛生知識の普及を通じた安全衛生水準向上
- (4) アセアンレベルにおける建設業に関する好事例の普及及び 187 号条約の批准に向けた取組

5 主な進捗状況

- ・ 安全衛生分野の労働監督強化に関するワークショップを開催
- ・ データを分析し、災害発生状況の報告体制の強化、労働監督の法的枠組みを強化するための政策等に関する報告書を作成
- ・ 政労使三者で構成されるプロジェクトチームによる労働安全衛生法案に係る方針を決定するための準備を実施中
- ・ アスベストや化学物質を含む、職業上の健康障害に関する予防措置を強化する取組をWHOと共に実施
- ・ カンボジア労働職業訓練省が実施する職業訓練コースとの連携を調整

平成 30 年 4 月

TPP 加盟国における労働環境水準の向上
(ベトナムにおける ILO 中核的労働基準に基づく新たな労使関係枠組推進事業)
概要

1 事業概要

ベトナムにおける ILO 中核的労働基準に基づき新たな労使関係の枠組を発展させるため、法的枠組の策定、必要な組織改正の支援、労働基準監督の能力支援等を進める事業。ベトナム政府のコミットに基づき進むものである。

2 事業予算

平成 28 年度	65,655 千円 (拠出金のみ。以下同じ)
平成 29 年度	65,655 千円
平成 30 年度	115,481 千円

3 事業期間

平成 28 年～平成 31 年

4 事業内容

- (1) 労使関係に関する法的枠組策定のための支援
- (2) ベトナム国内の必要な組織改正の促進
- (3) 労働基準監督の能力支援
- (4) 労働組合の社会対話等に関する権利強化のための支援
- (5) 新たな労働法遵守のための使用者の能力強化のための支援

5 主な進捗状況

- ・ベトナム労働法を国際的基準に沿ったものとするための政労使三者による議論を行い、実務的な労働法改正につながる基盤づくりを図った。(ワークショップ等を実施)
- ・「草の根」的労働組合に関する労働組合間の支援・指導等に関して、VGCL (ベトナム労働総同盟) との間で労働組合のあり方に関する改善計画について調整。
- ・VCCI (ベトナム商工会議所) が使用者側間ネットワークを適切に構築できるようにするための支援。
- ・団体交渉と社会対話において労使代表に対し技術的助言とキャパシティビルディングを行う。

平成 30 年 4 月

ILO 国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業

1 事業概要

ILO 国際研修センターにおいて、雇用・社会政策に関する日本の知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献し、あわせて我が国のプレゼンスを高める事業。

2 事業予算（直近 3 年度分を記載）

平成 28 年度 31,325 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 29 年度 30,421 千円

平成 30 年度 28,577 千円

3 事業期間

平成 25 年から開始

4 事業内容

- ・能力開発分野における研修センターの知識ベースの拡張及び強化
- ・研修カリキュラム及び関連する研修資料の策定
- ・個別研修コースの促進ツール開発
- ・研修コースの組織、提供及び評価

5 主な進捗状況

- ・平成 29 年（1 月～12 月）

バングラデシュ労働監督官のための E プラットフォームの開発（1 月～6 月）※、労使関係に関する修士プログラム（3 月）、クウェートの石油産業における安全衛生監督に関する研修（3 月）※、第 5 回バングラデシュ監督官の導入研修（4 月）※、労災補償制度と労働災害及び職業性疾病の予防に関する研修（5 月）※、第 6 回バングラデシュ監督官の導入研修（5 月）※、労働安全衛生の国家プログラムとシステムに関する研修（スペイン語、5 月）、グリーンビルディング建設に関する研修（7 月）、労働安全衛生の国家プログラムとシステムに関する研修（10 月）、労働監督による職場の法令遵守に関するアカデミー（11～12 月）、中小零細企業の労働安全衛生向

上に関する研修（12月）※

・平成30年（1月～6月）

労働安全衛生に関する修士プログラム（2月）、労使関係に関する修士プログラム（3～4月）、労働安全衛生の労働監督に関する研修（5月）※、労災補償制度と労働災害及び職業性疾病の予防に関する研修（6月予定）※、建設業における労働安全衛生マネジメントに関する研修（7月予定）※

注）※は研修責任者

平成 30 年 4 月

アジア地域におけるグローバル・サプライチェーンの
ディーセント・ワーク実現に向けた体制確保支援事業

1 事業概要

国際的な広がりを見せているグローバル・サプライチェーンの特に末端に焦点を当て、適切かつ自発的な社会セーフティネットの確保をうながすための各種支援を実施する事業（政府への支援、被用者・労働者への知識付与、事業場・労働者の公的機関への登録促進と政府関係者のキャパシティ・ビルディング、下請け企業も含む労働者の安全衛生水準向上のための政労使セミナー等）。

2 事業予算

平成 29 年度 92,791 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 30 年度 142,685 千円

3 事業期間

平成 29 年～平成 32 年

4 事業内容

- (1) 社会保護に係る中央・地方政府への効果的な提言
- (2) 社会セーフティネット（社会的保護、労働契約、基本的な労働災害防止対策等に関する被用者・労働者への知識付与
- (3) 財産・資金に係る教育等
- (4) 公的機関への登録促進に向けた政府関係者のキャパシティビルディング
- (5) アジア地域内における事業成果等の共有

5 主な進捗状況

- ・ 政労使や女性活動支援団体等と事業実施に係る協議を実施し、本事業における具体的な展開の方法について調整中。
- ・ 南アジア地域の在宅形態（輸出用の衣料品・織物の編みこみ等）の労働者の労働状況改善を目的とした国際ワークショップに参画するとともに、ネパールでワークショップを開催。

平成 30 年4月

国境を越える高度技能人材に関する実態調査事業

1 事業概要

国境を越えて移動する高度技能人材の実態や移住に関する世界的な調査を実施することにより高度技能人材が受入国において活躍できるような方策や、その円滑な受入・生活・帰国に至るフローを含む適切な移動のあり方に関する理論的支柱を得ることを目的とした事業。

2 事業予算

平成 29 年度 95,484 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 30 年度 86,442 千円

3 事業期間

平成 29 年～平成 32 年

4 事業内容

- (1) 国境を越える高度技能人材(特にIT分野(電子産業を含む))の動態に関する実態調査、また、学術資料等の過去の調査・検討結果のとりまとめ(高度な技能を有する者の移住先の選定クライテリア等))
- (2) 高度技能人材の移住に関する調査(送出国側での課題)
- (3) 国際機関による情報発信と普及

5 主な進捗状況

- ・ ILO関係部局(スキル、労働力移動、リサーチ、統計等)との意見交換会を実施
- ・ IndustriALL(製造、エネルギー、鉱山部門の国際労働団体)、RBA(Responsible Business Alliance)との意見交換会を実施
- ・ ICT人材の国境を越えた移動に関する文献レビューのとりまとめ
- ・ 対象国において、政府、労働組合、経営者団体、ICT企業、人材紹介会社、訓練機関、学者等に対するインタビュー調査を実施

平成 30 年 4 月

アジア地域の人的資源等強化向上事業（新規）

1 事業概要

対象国の人材育成向上支援や建設的な労使関係構築支援等を行うことを通じ、域内で要求されるスキルの変化やデジタル化等に対処するとともに、日系進出企業の労務面でのビジネス環境の整備を図ることを目的とした事業。

2 事業予算

平成 30 年度 123,200 千円（拠出金のみ）

3 事業期間

平成 30 年～平成 33 年

4 事業内容

(1)人材育成の向上支援

(2)建設的な労使関係構築支援

(3)企業 CSR(企業の社会的責任(環境保全に向けた従業員への啓発))の向上

平成30年4月

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（公募により決定。補助金を交付の上実施。）

3 事業予算（直近3年度分を記載）

平成28年度 48,321千円

平成29年度 48,321千円

平成30年度 48,321千円

4 事業期間

平成23年から開始

5 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ、ラオス、

※アウトリーチ国 スリランカ、ベトナム

6 主な進捗状況

(1) 平成29年度

①インフォーマルセクター労働者とその家族のスキルの向上

タイ、ネパール、バングラデシュ、及びラオスにおいて、ライフサポートセミナー等の開催により、691名に対し組織化を行い、インフォーマルセクターの生活改善底上げに繋がった。

なおタイについては、より困難な環境下にあるインフォーマルセクター労働者（障がい者、高齢者、スラム居住者他）への波及活動を平成29年度より開始している。

②職業訓練の実施

タイでは、土壌改良・有機農法（2カ所、6日）、副業訓練としての、タイ素面やカレーペーストスト作り（2カ所、2日）等の訓練を実施し、収入改善へ繋がった。ネパールにおいては、縫製（3カ所、6ヶ月）、美容（2カ所、3ヶ月）、

ニッティング（1カ所、1ヶ月）、キャンドル作り（1カ所、3日間）、携帯修理訓練（3カ所2ヶ月）、調理訓練（1カ所6ヶ月）などの職業訓練ならびに識字訓練（4カ所、6ヶ月）を行い参加者の生活向上・収入改善等に寄与した。

バングラデシュにおいては、電話修理（1カ所、2ヶ月）、伝統織物（1カ所、2ヶ月）、縫製（5カ所、2ヶ月）、コンピューター（2カ所、2ヶ月）、自動車運転（3カ所、2ヶ月）の訓練を実施した。また使用者連盟主体のネットワークメンバーのための就労・就職労幹旋フェア（ジョブフェア）を開催し、就職幹旋を行った。

ラオスにおいては、有機農法（2カ所、4日間）、トゥクトゥクの運転技能訓練（1カ所、1日）を使用者連盟や現地政府との協力のもと実施した。

これらの職業訓練については使用者連盟や現地政府との協力のもと実施されたが、4カ国合計728名が各種訓練へ参加し、インフォーマルセクターの生活改善の底上げに貢献した。

③現地互助組織の設立・拡大

タイの各事業地域においてそれぞれに設立した相互扶助を基本とする協同組合に対し、新規で100名が加入した。ネパールにおいては新規で142名が加入した。バングラデシュにおいては、3つの地域にある協同組合に対し新規で288名が加入した。またラオスにおいては2つの地域で協同組合を設立し、計60名が加入した。

④国際シンポジウムの実施等

事業で得られた教訓や経験を共有し、アジア諸国へ普及することを目的とした政労使代表者会議（ネパール・カトマンズ）、各国政労使による国別ワークショップを開催した。

（2）30年度事業（実施予定）

- ①現地での事業継続のため、指導的役割を担う核となる人材の育成・強化
- ②ライフサポートセミナーの開催と各種支援を受けるためのネットワークカードの付与
- ③職業訓練
- ④互助組織（協同組合）の本格展開支援
- ⑤既存ネットワークによる自主的な職能訓練・就労の支援
- ⑥草の根支援事業モデルの対象4ヶ国での全国普及活動を展開するとともに、昨年度よりアウトリーチ対象国となったベトナム、スリランカへの引き続き実施
- ⑦カンボジアをアウトリーチ対象国に加える

労働分野におけるJICA協力一覧(主なもの)

平成30年5月

国名	プロジェクト名(個別専門家含む)	分野	事業期間	スキーム	主な活動内容
インドネシア	労働政策アドバイザー	労働政策	2017.12 ~2018.8 *プロジェクト期間 2014.8~2018.8	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	インドネシア労働・移住省に対し、JICAを通じて政策アドバイザーを派遣し、職業能力開発制度に関する助言や人的資源の競争力強化の支援を行う。また、関係機関に対して労使双方に有益な雇用・労使関係構築、労使紛争軽減に関する助言を行うとともに、先方の関心事項を踏まえ、日本における労働関係の諸制度をワークショップなどを通じて紹介する。
	社会保険実施能力強化プロジェクト	社会保険 (労働保険等)	2017.12~2019.11 *プロジェクト期間 2017.12~2020.8 2017.11~2019.10 *プロジェクト期間 2017.12~2020.8	JICA 技術協力 プロジェクト	インドネシアは、労働保険及び医療保険に関して、保険料の適用拡大が喫緊の課題となっている。この実現のため、適用徴収に係る活動計画を企画立案し、プロジェクトの計画に基づき、適用徴収に係る活動を実施し、関係者に対し、適用徴収に関する必要な助言を行うなど、日本における社会保険実務に関する知識・経験を生かして、プロジェクトで実施する保険料徴収実務能力向上に関する活動の促進・助言を、カウンターパート機関とともに行う。
カンボジア	産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト	電気	2015.10 ~2019.10 ※プロジェクト期間 2015.9~2020.3	JICA 技術協力 プロジェクト	パイロット校の電気分野のディプロマ・コースの質が強化されるよう、標準訓練パッケージの開発、指導員の能力強化、関連施設・機材の維持管理体制構築等に必要となる電気分野の技術的な助言及び指導を行う。
ベトナム	職業能力開発制度アドバイザー	職業能力 開発	2015.8 ~2018.7	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	以前長期派遣されていた技能決定制度構築アドバイザーによる制度改善の定着支援とともに、ものづくり系職種への展開が必要となっており、ベトナムの職業訓練制度および国家技能決定制度が産業界のニーズに適合するよう、また、自立的に運営できるよう支援を行う。
モンゴル	建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト	労働安全衛生	2017.6 ~2019.6 ※プロジェクト期間 2017.5~2021.4	JICA 技術協力 プロジェクト	プロジェクト目標(建設分野の労働安全衛生における政策提言、研修、現場指導及び監督能力向上)が達成されるよう、プロジェクトの総括として、計画的に活動全体の運営管理を行う。
ルワンダ	労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト	労働安全衛生	2017.9 ~2018.5 ※プロジェクト期間 2017.3~2021.2	JICA 技術協力 プロジェクト	職業訓練公社傘下の3つの職業訓練センター(OSH、VT1ハカマ、VT1アカバ)の労働安全衛生に係る①研修、②技術・管理コンサルティング、③労働安全衛生意識向上に関するサービス提供能力を強化することにより、そのサービスの改善を図り、もってアンマン、イルビット、アカバにおける企業等の労働災害防止のための安全衛生管理の向上に貢献する。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。

ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合について
 "ASEAN-Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies"

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN 地域における社会保障分野の人材育成を強化し、日本と ASEAN 諸国の協力関係を強化することを目的に、ASEAN10 カ国の社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当する行政官を招聘して、2003 年から開催している。（雇用政策行政官の招聘は 2011 年から。）
- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉開発大臣会合の目的を遂行するために日本が行う協力事業として、関係国間で位置づけられている。

2. 発足までの経緯

- 1996 年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
 東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997－2002 年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
 （医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003 年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第1回	2003.11.4 -11.7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第2回	2004.8.30 - 9.2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第3回	2005.8.29 - 9.1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第4回	2006.8.28 - 8.31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第5回	2007.8.27 - 8.30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第6回	2008.9.8 - 9.11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して） －保健と福祉の緊密な連携の下で－
第7回	2009.8.30 - 9.2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第8回	2010.8.30 - 9.2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第9回	2011.10.25-10.28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～
第10回	2012.10.23-10.25	東京	自然災害における社会的弱者への対応
第11回	2013.12.3-12.5	東京	Active Aging
第12回	2014.10.21-10.23	東京	高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む
第13回	2015.10.20-10.22	神戸	災害から人・暮らし・未来を守る
第14回	2016.11.9-11.11	東京	社会的に支援が必要な人々の参画の促進とアクセシビリティ の改善
第15回	2017.10.31-11.2	福岡	未来を担う子どもたちの健全な育成

4. 第16回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1) 日時：平成30年12月5日（水）～12月7日（金）

場所：未定（関東近辺）

テーマ：貧困の削減と子ども・若者のエンパワメントを通じた包摂的社会の促進（仮）

2) 参加者

○ ASEAN 10 カ国※の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計40名）

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

○ 中国、韓国の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計6名）

3) 協力機関

ASEAN 事務局、WHO 関係機関等を予定

4) プログラム

【1日目】 ・基調講演、パネルディスカッション、協力機関講演

【2日目】 ・視察

【3日目】 ・パネルディスカッション、会議のまとめ（リコメンデーション採択）

5. ASEAN+3 保健・社会福祉・労働大臣会合、高級事務レベル会合への報告

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等	労働大臣会合等
2004年	4月第1回大臣会合（於 マレーシア）	12月第1回大臣会合（於 タイ）	—
2005年		11月第2回高級事務レベル会合（於 マレーシア）	—
2006年	6月第2回大臣会合（於 ミャンマー）	12月第3回高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	—
2007年		12月第2回大臣会合（於 ベトナム）	—
2008年	10月第3回大臣会合（於 フィリピン）	12月第4回高級事務レベル会合（於 フィリピン）	—
2010年	7月第4回大臣会合（於 シンガポール）	1月第5回高級事務レベル会合（於 シンガポール） 11月第3回大臣会合（於 ブルネイ）	—
2011年	7月第1回高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	9月第6回高級事務レベル会合（於 タイ）	—
2012年	3月第2回高級事務レベル会合（於 フィリピン）、 7月第5回大臣会合（於 タイ）	9月第7回高級事務レベル会合（於 ベトナム）	5月高級事務レベル会合、大臣会合（於 カボジア）
2013年	8月第3回高級事務レベル会合（於 シンガポール）	9月第8回高級事務レベル会合（於 カボジア） 9月第4回大臣会合（於 カボジア）	5月高級事務レベル会合（於 インドネシア）
2014年	6月第4回高級事務レベル会合（於 タイ） 9月第6回大臣会合（於 ベトナム）	11月第9回高級事務レベル会合（於 ラオス）	5月高級事務レベル会合、大臣会合（於 ミャンマー）
2015年	9月第5回高級事務レベル会合（於 ベトナム）	9月第10回高級事務レベル会合（於 マレーシア）	5月高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2016年	8月第6回高級事務レベル会合（於 ブルネイ）	9月第11回高級事務レベル会合、大臣会合（於 インドネシア）	5月高級事務レベル会合、大臣会合（於 ラオス）
2017年	4月第7回高級事務レベル会合（於 ブルネイ） 9月第7回大臣会合（於 ブルネイ）	10月第12回高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	5月高級事務レベル会合（於 シンガポール）